

平成 23 年度 事業計画書

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

I. 基本方針

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」では、国民の生命や財産の多くが奪われ、その被災者救出等や復興に際し、建設業界が結束し、事態に対応しなければならない。また、建設業米国発金融不安がまだ収まらない中で発生した中東諸国での民主化への動きにより、世界的な混乱が続くものと思われ、わが国経済も、原油の高騰による石油製品や輸入商品の高騰、人口減少、デフレ、円高、消費の低迷、非正規労働者の雇用問題などは問題が山積している。

建設業の現状も、建設投資の減少には歯止めがかからず、業者間における過度の価格競争の激化(ダンピング)は一層激しさを増し、厳しい経営環境のしわ寄せが下請業者(専門工事業者)および建設技能労働者に及んでいる。

そのような中で専門工事業界は、相変わらず、ダンピングや元請の指値発注、材料費の高騰等の影響により、利益率は減少の一途で、それに伴い経営体力は低下し、廃業や倒産する業者は増えている。また、それに伴い、技能労働者をきちんと雇用することが困難になり、年収の低下もさることながら、法定福利費を負担してもらえない技能労働者が増加、労災や健康保険、雇用保険、年金などのセーフティネット面で不安定な状況にあり、社会的・経済的地位も低下しつつある。

そこで、建専連としては、重層下請構造の是正、技能労働者の確保・育成、建設専門業の社会的経済的地位の向上といった基本方針に沿い、従来の「地方整備局等との意見交換会」や「経営支援研修会」、「全国大会」等のもとより、今年度は、「専門工事業者の地域貢献活動のPR」、「元請団体との連携」、「基幹技能者の現場への常駐化」等にもさらに強化していく必要がある。

また、国土交通省の「建設産業戦略会議」の基本方針の内容について、適切に対応してゆくこととする。

なお、公益法人改革の関係法令については平成 20 年 12 月に施行され、新制度への移行期間は 5 年間となっているため、引き続き、建専連を取り巻く環境や建専連自身の事業内容等をよく検討したうえで適切に対応していく。

II. 実施事業

1. 建設専門業に係る施策確立等のための事業

(1) 企画委員会

① 建専連の中長期的な方針・戦略づくり

- ②事業活動を展開していくための組織・財政基盤づくり
- ③人材の確保・育成のための諸課題に対する検討
- ④専門工事業者の地域貢献活動の普及・P R 等

(2) 事業委員会

上記活動を具体化していくための調査研究、立案、調整

- ①元請・下請取引の改善等委員会（仮称）
- ②工事別の安全衛生経費の検討委員会（仮称）

2. 建設専門業に係る情報収集並びに研修会等の開催に関する事業

- (1) 情報、資料等の収集ならびに提供
- (2) 建設専門業の経営革新支援研修会の開催
- (3) 法令違反等の情報収集窓口の運営
- (4) 建専連HPによる情報提供 等

3. 建設専門業の社会的経済的地位の向上を目的とした啓発・宣伝

- (1) 委員会における調査研究成果等の関係機関へのタイムリーな発信
- (2) 全国大会の開催によるP R
- (3) 関係機関のイベントやマスコミ等の媒体・手段を利用したP R
- (4) 関係機関等との意見交換会の開催および要請活動 等

4. 官公庁その他関係機関に対する要請、意見具申、協力

- (1) 健全な建設産業の構築等を図るための要請活動
- (2) 施工条件・範囲リスト（標準モデル）の普及・活用を図るための活動
- (3) 中央建設業審議会など外部の各種委員会等に対する意見具申
- (4) 建設産業人材確保・育成推進協議会等への協賛、協力
- (5) 業種横断的な教育訓練施設等への協賛、協力
- (6) 関係機関の事業運営等への協力
- (7) 関係行政機関、元請団体等との意見交換会の開催
- (8) 災害復旧復興支援活動への協力 等

5. その他目的を達成するための事業

- (1) 公益法人改革に係る事業
- (2) 各種の受託事業
- (3) 専門工事業総合補償制度の拡充・普及に係る事業
- (4) 地区建専連との連絡調整および活動等への支援事業 等